

事 務 連 絡
令和4年11月21日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

（マスク等物資対策班）

「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の追加配布
について

医療用物資（サージカルマスク、N95 マスク（DS2 マスク等を含む。）、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。以下同じ。）については、令和3年12月13日付け事務連絡「「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の対応について」（令和3年12月27日最終改正）等により、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応を行うとともに、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、G-MIS を活用した国による緊急配布（SOS）等の必要な配布を実施しているところです。

今般、次の感染拡大の波への備えや対応のため、医療用物資の追加配布（特別配布）を下記のとおり行うこととしました。

都道府県におかれましては、引き続き、医療用物資の備蓄の強化等の必要な対応を行うとともに、貴都道府県管内の医療機関等への周知をお願いいたします。

記

1 追加配布の内容について

- 次の感染拡大の波への備えや対応のため、これまでの優先配布（プッシュ型配布）と同様の考え方で医療機関を対象として、それに必要なサージカルマスク、アイソレーションガウン及び非滅菌手袋の希望に基づく配布を実施します。

配布については、医療機関において次の感染拡大の波への備えや対応のため必要な数量について希望することができるものとし、それに対して実施するものとします。希望数量が多数に上る場合は、配布数量を調整する場合があります。

- 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。

- 追加配布の医療機関への配布手続については、基本的にこれまでの優先配布と同様の考え方で実施いたします。

配布後においては、医療機関におかれては、配布物資を次の感染拡大の波への備えや対応に使用いただくようお願いいたします。

2 追加配布の手続について

- 都道府県におかれましては、追加配布について、都道府県や医療機関での次の感染拡大の波への備えや対応のため必要な医療用物資の数の見込みを算出し、別紙の様式 1 及び 2 に配布先の所在地や必要な医療用物資の数などの必要情報を記入の上、令和 4 年 12 月 15 日（木）までに提出をお願いいたします。（提出先：mask_ppctr@mhlw.go.jp）

医療用物資の必要数量の算出については、各医療機関での使用量の 4 カ月分（令和 5 年 1 月～4 月分）の範囲内で行うものとしますので、これに基づいて必要な数量をご登録願います。

- 追加配布の対象となる医療用物資の配布については、配布数等を整理して令和 5 年 1 月から順次配布し、遅くとも同年 3 月 17 日までには配送完了予定です。なお、同年 4 月以降の配送希望は、受け付けておりません。

担当者連絡先 マスク等物資対策班

TEL : 03(5253)1111 内線8209

03-3595-3454（直通）